

# Progress～進歩～

一期一会

12月号  
2008年12月1日発行  
三宅税理士事務所  
(株)シーエムエス  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第19号  
発行担当者:吉原美保子

## <12月のスケジュール>

10	水	*11月分源泉所得税・住民税の特別徴収金額の納付期限
11	木	<b>*将軍の日:元氣玉利益計画開催(別紙にてご案内)</b>
12	金	*お屋12時より社外研修で事務所を留守にさせていただきます。
25	木	*第4期固定資産税・都市計画税の納付期限
申告期限 平成21年 1月5日	月	*10月決算法人の確定申告・納付期限 * 4月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の1月・4月・7月決算法人)

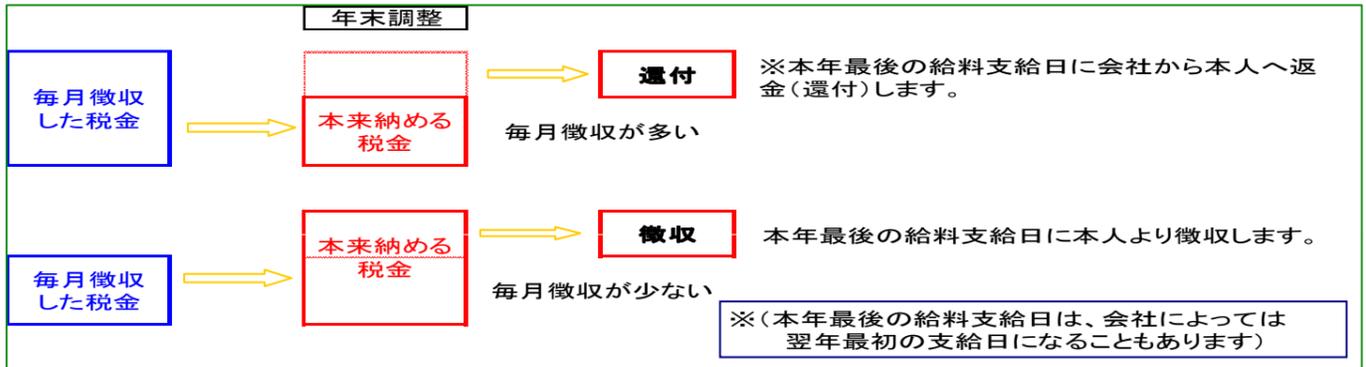


### 今月のテーマ:年末調整・償却資産税

早いもので、今年もあと1ヶ月となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。経理事務で1年の締めくくりとなる、年末調整の時期がやってまいりました。皆様準備は整われたでしょうか？今月号は、昨年12月号で年末調整について記載させて頂いた記事の再掲と償却資産税についてです。

#### 年末調整とは？

毎月給料から天引きされている源泉所得税。その源泉所得税は、本来納付しなければならぬ所得税額と一致しません。なぜなら、毎月天引きをする源泉所得税額は、年の途中で扶養家族が増減してもそれ以前の月に遡って修正しません。また、生命保険料や損害保険料などの控除額は毎月の天引きの際に全く考慮されないのです。したがって、毎月徴収されていた源泉所得税額は“概算”にすぎず、**年末**に計算をし直して“**精算**”をする必要があります。このことを年末調整といいます。以下の図は、精算方法を表したものです。



正しく年末調整をする為には、★平成20年及び平成21年扶養控除等(異動)申告書と★平成20年給与所得者の保険料控除申告書を給与所得者ご本人に記載して頂く必要があります。扶養の状況や保険料控除などもれなく記載し提出していただきますよう。

#### 償却資産税とは？

毎年12月の半ばになると、市町村より償却資産税の申告書が送付される事業所も多いのではないのでしょうか。償却資産税とは、毎年1月1日現在市町村内に、該当する資産を所有している法人・個人事業者にかかる税金です。課税は取得価格を基礎として、取得後の価格の減少を考慮した評価額×税率(1.4%)で計算されます。評価額が150万円未満の場合は課税されませんが、超えると評価額総額に対して課税されます。土地・家屋の固定資産税は登記簿又は土地家屋補充課税台帳に基づき賦課されますが、償却資産税は所有者の申告により、課税されます。申告期限は1月31日です。

★償却資産の定義(地方税法第341条第4号)  
土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(無形減価償却資産を除く)でその減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものの内、その取得価格が少額である資産その他の法令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む)をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。

??ちょっとわかりにくいですがね・・・会社や個人で、工場や商店等を経営している人、又は駐車場やアパート経営している人がその事業の為に用いる事ができる構築物・機械・工具・備品等をいいます。簡単に償却資産に該当しない資産を紹介してみます。  
・土地 建物 建物付属設備で建物と一体となっているもの(賃貸物件で借主が行った内装工事は借主が申告します)  
・自動車税、軽自動車税対象の車輛運搬具(大型特殊自動車は償却資産です)  
・無形固定資産(ソフトウェア等)  
・少額償却資産(耐用年数1年未満又は、取得価格10万円未満の資産で費用計上した資産)  
・取得価格が20万円未満で3年間一括償却の選択をした資産(中小企業者の少額減価償却資産(10万円以上30万円未満の損金算入特例制度を選択した資産は償却資産となります))  
“設備など判断が難しい物件も多いので、市町村の税務部税務課へいつでもお尋ねください”とのことです。倉敷市役所の場合 償却資産税への直通電話は 086-426-3201 です。

### ～冬期休暇のお知らせ～

勝手ではございますが下記の通り、弊社のリフレッシュ休暇を頂きます。ご不便、ご迷惑等をおかけいたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。リフレッシュ後は、更にお客様のお役に立てますよう、全力投球させていただきます。

**期間:12月27日(土)～1月4日(日)**

#### 長崎の不思議な喫茶店「あんでるせん」

三宅孝治

先日、法人会の関係で長崎市に行きました。法人会の大会では、さだまさしさん(歌手)の講演会を聴き、感動的で、尚且つ、笑えるもので、さだまさしさんのファンになりました。長崎出身の、さだまさしさんは、中学1年生の時に、東京に一人で出て行かれ、夢を掴んだことは驚きとともに、その経験が人間味溢れる歌やトークになっていると感じました。

翌日は、少し足をのばし、長崎市から車で約1時間のJR川棚駅前の「あんでるせん」という喫茶店に行きました。予約をして行かなければならない喫茶店で、一日二回の入れ替わり制のようです。私は午前11時から午後4時までの部で、結局その喫茶店に5時間少々居ました。ショータイムがあり、ランプの色が変わったり、10円玉の大きさが変わったり、瓶の底から500円玉が瓶の中に入ったり、コーラの瓶がビヨンと伸びたり、お札が宙を浮いたり・・・その他にも不思議なことが目の前で次々と起こります。マスターは、とても頭の良い方で、とても器用で、気功のようなハンドパワーも使います。ショーの合間に、マスターは、静かな口調で、いろいろな話をしてくれます。例えば、

- ・成し遂げようとするイメージとして描くことが大切だ。
  - ・続けようと思ったことは、一生やれとは言わないが、まず、3ヶ月続けてみると何らかの結果が形として見えてくる。
  - ・人間は、誰しも無限の力を持っているので、想像したことを現実にする力を持っているが、「できない」と否定することが邪魔をする。
  - ・プラス思考で生きていけば、明るく楽しい人生になる。マイナス思考で生きていけば、暗く悲しい人生になる。
  - ・「忙しい」が口癖の人は、心を亡くしている、本当に自分がやりたいことなら、時間は作れる。「忙しい」を言い訳にしない。
- .....このような言葉を、オヤジギャグも時々交えながら話されます。有名人(芸能人など)も来店されるそうです。不思議で、ためになる喫茶店です。長崎に行かれることがございましたら、滞在時間はかかりますが、ちょっとお薦めの喫茶店です。



**<お知らせ>** 平成19年10月に現住所に移転し、1年以上経ちました。今でも以前の住所宛に、郵便物や郵送物が届くことがあります。郵便局の転送サービスも終わり、せつかく当事務所へお送り下さったものが届かないという大変残念なことになりますので、ご面倒ですが住所録等変更のご確認をお願いいたします。  
**倉敷市中島2370番地の14** 総務:三宅

**最後になりましたが、皆様方の温かいご支援のおかげで、2008年も良い年で締めくくれそうです。皆様方のますますのご躍進をお祈りし、事務所スタッフ一同心より感謝申し上げます。**

